

令和7年4月理事会議事録

- 1 開催日時 令和7年4月21日（月） 15時00分 ～ 16時27分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|---------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 山 崎 章 一 |
| 公 益 代 表 理 事 | 山 本 光 昭 |
| 同 | 播 磨 俊 郎 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 木 倉 敬 之 |
| 同 | 紙 田 英 明 |
| 同 | 北 原 省 治 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 西 尾 多 聞 |
| 同 | 小 林 司 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 茂 松 茂 人 |
| 同 | 長 島 公 之 |
| 同 | 鈴 木 邦 彦 |
| 同 | 大 杉 和 司 |
| 公 益 代 表 監 事 | 宮 田 晶 子 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 平 川 則 男 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 |
| 常 任 顧 問 | 加 瀬 勝 |
| 参 与 | 森 昌 平 |
- 4 議 題
- 1 支払基金改革の進捗状況
 - 2 報告事項
 - (1) 令和7年度監事監査計画及び自動遷移ツールに関する監事検証進捗報告
 - (2) 職員からの意見を踏まえたファイル共有方法の見直し
 - (3) 令和7年度内部監査計画
 - (4) 支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表
 - (5) レセプトデータ等の統計情報の提供状況

- (6) レセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況
- (7) 令和7事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び収入支出予算、令和7事業年度各特別会計予算、事業計画及び資金計画等の認可

3 定例報告

- (1) 令和7年度前期高齢者納付金等徴収決定額等
- (2) 令和7年2月審査分の審査状況
- (3) 令和7年3月審査分の特別審査委員会審査状況
- (4) 令和7年3月理事会議事録の公表

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、北原理事、長島理事にお願いをする。

現時点で診療担当者代表の鈴木理事が遅れているが、本理事会の構成員である理事長、理事総数16名のうち12名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

この4月期の人事異動により、4月1日付で執行役等がそれぞれ就任しているので、紹介させていただく。

(高橋政策財政執行役挨拶)

(坂本審査運営・監査執行役挨拶)

(大野分析評価・財政調整執行役挨拶)

(上村システム運用推進役挨拶)

それでは、議題に入る。

議題1「支払基金改革の進捗状況」について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

支払基金改革に係る、

- 審査実績の推移
- 令和7年度の業務運営方針の策定
- 審査結果の不合理的な差異解消の取組

- 審査の差異の可視化レポート機能の導入
 - 統一的なコンピュータチェックルールの設定
 - 在宅勤務（職員・審査委員）の実施状況
 - 既存事務所の有効活用
- についての進捗状況を説明。
-

（理事長）

ただいまの「支払基金改革の進捗状況」について、質問、意見等があればご発言ください。

（診療担当者代表理事）

スライド16だが、審査委員による在宅審査の割合が30%程度で、横ばい、微減の状況になっている。私が茨城県医師会長のときに地元の支払基金支部の会議で、後半からは運営協議会になったが、本県は人口が分散していて遠方から、審査会場まで来られる先生方がいるので、在宅審査を希望される方には在宅で審査できるようにしていただきたいという話をしたところ、機器がすぐには支給できないので、希望されても全てには応えられないという回答だった。数字が横ばいということは、希望される方には全て在宅審査が可能になった数字なのか、それとも機器の支給状況によって、希望に応えられない状況が続いているのか、教えていただきたい。

（事務局）

機器は、先生方の3割程度、今用意しているところである。1,500台用意しており、希望される先生方については毎回希望を取っており、県ごとにPCの台数を割当している状況であるが、一部、例えば割当から超えた都道府県については、マックスまで至っていない都道府県があるので、そこで使っていないPCを調整するというような形を取らせていただいている。

（診療担当者代表理事）

希望しても、機器が支給されない先生もいるということか。

（事務局）

そのとおりである。マックスを超えると、機器に1,500台という上限があるので。

（診療担当者代表理事）

ぜひ、希望される先生全てが在宅で審査ができるような体制を、早く取

っていただきたい。

(理事長)

もちろん、非常に事務所までの距離が遠いとか、日中勤務していて、終わった後に事務所に何度も来ていただく先生方に関しては、希望すればできるだけ在宅で審査をできるようにと考えているが、一方で、審査委員長会議等では、審査委員長から、やはり審査は原則合議によるもので、対面による合議の本質が失われないようにするべきだということで、各審査委員会で、いつのどういう会議に出席してほしいかということを決めて、年に6回程度は対面での意見交換に出てきてくださいということを申し上げており、そういう合議に一定程度出席していただくことを条件に、在宅審査を継続していただくということにもなっている。

そういう意味で、若干減っているのは、合議になかなか対応ができていない先生方に関して言うと、事務所審査に切り替えていただいている先生方も少し出ていると思っている。

この点に関しては、かなり審査委員長の中には議論があって、やはり審査の本質は合議なので、その機会はできるだけ確保してほしいということで、今申し上げたような運用をしている。

すこし余計なことかもしれないが、ただ希望すれば全部在宅でとは、必ずしも運用上はなっていないので、片方で、今申し上げたような要件と併せて、希望される先生方には対応していただけるようにしていきたいと考えている。

(診療担当者代表理事)

それで結構である。全部在宅ということではなくて、何回かは出ていただくことは前提になると思う。それでも、大都市部と違って、地方では1時間、2時間かけて行っても、結局、審査の時間が1時間しか取れないことがある。私は国保だが会場まで1時間かかるので、審査の時間が2時間以上取れないと行っても非効率になり、1時間の時には行かなかった。何回か出てくることは良いが、在宅審査ができないと、茨城で言えば、会場のある水戸周辺の先生に負担がかかり過ぎるので、広範に参加してもらうには、通常は在宅で、折に触れて出してもらうという前提で、機器を普及していただければと思う。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問・意見等がなければ、次に、報告事項(1)「令和7年度監事監査計画及び自動遷移ツールに関する監事検証進捗報告」について、公益代表監事から報告をする。

(公益代表監事)

令和7年度監事監査計画について説明する。

スライド20をご覧ください。

監事監査の基本方針については、監事として、公正中立な態度で、業務の適正かつ効率的・効果的な運営並びに会計経理の適正の確保に努めること、そのために、監事相互の連携、監査部・内部統制部門及び会計監査人との連携を図り、重要な諸会議への出席や文書の閲覧などを通じて、実態把握と基金の業務運営に関わる各種リスクの予知に努め、議題があれば積極的に提言を行うことを基本方針としている。

監査計画に関する枠組みについては二つ、業務監査と決算監査の二つに区分しており、業務監査として、本部監査、地方組織監査並びに地方組織モニタリングを予定している。

それぞれの監査及びモニタリングにおいて、今年度は自動遷移ツール事案について、2月理事会で説明した監事検証計画に基づき、自動遷移ツール事案の再発防止策の検証を行うこととしており、この後、監事検証計画のフェーズ1に関する報告をさせていただくこととしている。

本部監査については、6月に実施予定としており、地方組織監査並びにモニタリングについては、監事検証計画に基づき、再発防止策の検証を行うため、監査対象拠点の選定を、現在調整しているところである。

また、決算監査について、令和6事業年度各会計における財務諸表など、事業計画及び収入支出予算に沿った運営状況の適正性を確認することとしている。

決算監査に当たっては、監査法人の監査方法と結果の相当性を確認することとしている。

続いて、スライド21をご覧ください。

監査事項については、重点監査項目として7点を挙げており、自動遷移ツール事案の再発防止策の検証及び実施状況のほか、業務運営方針や行動計画の実施状況、不合理な差異解消に向けた取組状況などについて、引き続き確認、フォローを行っていきたい。

なお、監査における留意事項については、スライドに記載したとおりであるので、後ほどご高覧願いたい。

引き続き、自動遷移ツールに関する監事検証のフェーズ1における進捗

状況について報告する。

スライド23をご覧ください。

このスライドの、目的、検証監事メンバー及び実施時期を含む検証方法と検証項目などについては、2月の理事会にて説明しているのので、個々では省かせていただく。

本日は、基金本部の常勤理事及び常任顧問とのヒアリングの検証に関わるフェーズ1の報告となる。

スライド24をご覧ください。

今回実施したフェーズ1の検証項目について報告する。

フェーズ1として、監事4名と基金本部の理事長を除く常勤理事3名及び常任顧問1名、計4名の常勤役員とのヒアリングを中心に実施をしている。

理由は3点ある。

まず1点目、日常的に業務を監督し、事業運営に関与している立場にある常勤役員から、再発防止策の具体的な実施状況や課題に関する詳細な情報を収集できること。

2点目、様々な立場の常勤役員から率直な意見を幅広く伺う観点から、理事長へのヒアリングは最終段階に予定していること。

3点目として、検証初期段階のフェーズ1で重要な課題を明確にしておくことで、今後の本部及び地方組織を対象とした業務監査が効率的に進むと考えられるためである。

フェーズ1において、四角囲みに記載した重点検証項目3点、常勤役員がどのように再発防止策の進捗状況を把握しているか、取組の課題などについてヒアリングを行い、その他、事実確認を実施している。

スライド25をご覧ください。

常勤役員とのヒアリングの結果について説明する。再発防止策の進捗状況については、常勤役員は定期的な会議や委員会報告などを通じて、適宜進捗を把握し、その上で、令和7年2月以降、緊急に再発防止策を取っている。

内容は、三つのシステム運用上の対策として、1点目、USBメモリの使用廃止及びCD-Rの利用、2点目、データ書き出しログの取得、3点目、審査事務用端末共有フォルダへのアクセス制限といった対策を迅速に実施した。

3点目の審査事務用端末共有フォルダへのアクセスについては、後ほどシステム運用推進役より説明がある。

また、インシデント発生時などの情報セキュリティポリシーの一部改正や、情報セキュリティやコンプライアンス意識の徹底を目的とした動画視聴による研修を実施したところである。

スライド26をご覧ください。

再発防止策の取組の課題として、4点示されている。

1点目、風通しのよい組織風土づくりと職員の意識改革の推進。

2点目、審査の目標の趣旨の正しい理解の周知徹底。

3点目、情報セキュリティ及びコンプライアンス意識の徹底。

4点目については、スライド27をご覧ください。DX推進による業務効率化と、組織内外の信頼関係構築の両立が重要である。

それぞれの課題については、スライド26及びスライド27に記載してあるので、後ほどご覧願いたい。

続いて、スライド28をご覧ください。

3番として、監事検証における常勤役員からの監事に対する要望が3点あったので、ご覧いただきたい。

そのほか、スライド28の中段の事実確認については、自動遷移ツールの動作確認及び関係書類の閲覧を実施した。

動作確認の結果、自動遷移ツールを使うと、マウス操作なしでレセプト完了ボタンの自動クリックが可能であること。電子付箋の付いたレセプトは自動遷移ツールで完了することができないこと。また、基幹システムにダメージを与えるものではないということも、併せて確認している。

関係書類の閲覧として、USBメモリの廃棄が基金内で適切に処理されていることも書面で確認している。

スライド29をご覧ください。

フェーズ1の検証の進捗状況をまとめると、現時点では情報収集段階にあることを踏まえ、報告された再発防止策の一部が実行され、常勤役員及び関係部門からの協力も円滑に進んでいるところである。

次に、スライド29中段の今後の検証方針としては、フェーズ2及びフェーズ3を通じて、より詳細な情報収集を行う。最終的には、理事長との意見交換を行い、全体的な視点を踏まえた検証結果をまとめる。その結果に基づき、原因分析を進めることとする。

フェーズ2、これは令和7年4月から6月に予定しているが、システム的な対応を確認できる資料の閲覧や実地調査などを行い、内部統制の状況などを確認し、本部監事監査報告と併せて、進捗結果を報告する予定である。

フェーズ3、こちらは令和7年9月から11月を予定しており、地方組織に対する検証を行い、最終報告書の作成に向け内容を整理する予定である。

今後の理事会報告として、令和7年6月に本部対象及び令和7年11月に地方組織対象の監事監査報告と併せて、結果報告を行うこととしている。

(理事長)

ただいまの「令和7年度監事監査計画及び自動遷移ツールに関する監事検証進捗報告」について、質問・意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

今回の令和7年度の監査計画及び結果については、我々健保組合も例年にも増して大いに結果に注目している。

今回の自動遷移ツールに関する案件については、この中に触れられているように、発生原因の追及であるとか、再発防止等が、実効性のあるものとなるように、それらが機能していることを確認することが重要であるということで、我々も全く同感である。

そのために、内部監査であるとか委託元監査、そして今回の監事監査が確認されて、初めて信頼回復につながるものと考えているので、併せてよろしく願います。

現段階で、監事検証計画、フェーズ1の報告があったが、新組織への移行も控える中、本件のようなインシデントが起きないように、再発防止が何より重要であると思っているところ、先日だが、衆議院の厚生労働委員会の中で、野党から福岡大臣に対して質問があり、大臣が、支払基金を管轄する立場である厚生労働省も大変遺憾に感じていると。厚生労働省としても、同様の事案が2度と発生しないよう、再発防止策が確実に講じられているか、しっかりと注視していくという発言がニュースに出ていた。

このような発言があったので、これらのことから、今回の計画を見ると、スライド23にあるように、フェーズ1は今回終わったが、フェーズ2が4～6月、それからフェーズ3が9～11月ということで、すこし遅いのではないかと思う。もう少しスピード感があっても良いのではないかと感じたので、その点を、もし前倒しができるのであれば、早めにしたほうが、厚生労働委員会でも発言があった訳だから、なるべくスピード感を持って行ったほうが、我々としても良いと考えている。

ただ、いろいろ諸事情があるので、内容がいかげんになって、スピードだけ求めても仕方ないので、よく検討していただき、もう少しスピード感を持ってやっていただければと考えているので、ぜひ検討いただければということで、一言申し上げたい。

(保険者代表監事)

スケジュール的なところは、この後監事会もあるので、公益代表監事を交えて4名、今日は揃っているので、話をさせていただき、今の厚生労働委員会等々の発言も踏まえて取り組んでいきたいと思うとともに、公益代表監事とイメージ合わせが少し遅れていたところがあり、スライド28にあるUSBメモリの粉碎した報告書の書類等々、やはり理事会にもこういう書面を付けて出したほうが良いと思うので、せっかく正しくシステム上の対応もしているということであれば、文書だけの書きぶりよりも、実際の証拠書類を付けていくことは、監事会の中でも今後話していきたいと思うの

で、以上、付け加えさせていただく。

(理事長)

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、次に、報告事項(2)「職員からの意見を踏まえたファイル共有方法の見直し」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

職員からの意見を踏まえたファイル共有方法の見直しに係る、

- 不正ツールの拡散防止のため、共有ファイルサーバへのアクセス権の設定を変更
- 令和7年3月以降のアクセス権の変更内容
- 職員からの意見への対応
- 職員からの意見を踏まえた対策

について報告。

(理事長)

ただいまの「職員からの意見を踏まえたファイル共有方法の見直し」について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

この件については、今の説明で大体理解できたが、あくまでもツールの拡散を防ぐということで、作成のほうは今回は関係ないということによろしいか。不正なものを作るのを防ぐことは引き続きということで良いか。

また、こちらのアクセス権を広げることは分かったが、当初3月に急遽行われたということで、それは現場のほうにはどの様に伝えていたのか。

(事務局)

時間も短かったので、審査事務センターには、説明をして意見は聞いていたが、特に今回問題となっているのは、管理者が少ない事務局で、そこまでなかなか網羅的にヒアリングができていなかったというのが実態である。

(保険者代表理事)

今回これで見直したが、ヒアリングはまだやれてないのか。

(事務局)

現在メールで、こういうことをやるので、意見を寄せてくださいと連絡しているところである。

(保険者代表理事)

まだ変更になる可能性があるのか。

(事務局)

内容によっては、もしかすると中身の変更はあり得るかと思うが、ある程度、管理職レベルでは、先週辺りにヒアリングは終わっており、今度は全職員に対して今ヒアリングを行っているところである。大きな変化はないと思うが、可能性はある。

(保険者代表理事)

通常だと、それをまずやり、固めてから報告事項にするとか、そのほうがスムーズにいくような気がするが、現在進行形ということか。

(事務局)

そのとおりである。

(保険者代表理事)

これは急ぎだからということか。順番的に、できたら現場の意見を聞いて、それをくみ上げて完成させて、報告にするほうが良いと思ったが、時間的なものもあり、こういうことになったのか。

(事務局)

最初は5月の半ばぐらいには、もし意見が特に問題なければ、設定できると思っているので、やはり少しでも早く現場の声をくみ上げたいと思い、こういう順番にさせていただいた。

(保険者代表理事)

考え方はいろいろあると思うが、できたらそのほうがスムーズにいったと、私は思ったので発言した。

また、こういうことについては、技術面ももちろん大切であるが、今回のような不正を職員の1人1人がやらないという、そういう組織風土と言う

か、いけないことをみんなが理解して、取組んでいただきたい。これは技術的に幾らやっても必ずそういう不正なことをやろうと思えばできるような仕組みになるので、ぜひ組織内にそういう考えを醸成させていただき、技術面と、それからそういう面と二つの方向でやっていただければと思う。

(参与)

アクセスと安全性と利便性のバランスは、すごく難しいことだと考える。その中で、具体的なことを今説明いただいたが、詳細は理解していないので、事務局として、そのバランスが一番よく取れるところで、不正ツールを拡散するようなことがないようにお願いしたい。また、今言われたように、幾ら良い仕組みを作っても、適正に運用されなければ何もならないと思うので、そのことをしっかりお願いしたい。

それから、前のところで発言すれば良かったかもしれないが、スライド27のところをご覧いただければと思うが、②の再発防止策の取組の課題のところ、DX推進による業務効率化等と書いてあるが、今いろいろなところで業務の効率化を求められているが、業務の効率化を進めることはそのとおりだと思うが、あくまでも利便性よりも安全性、効率化よりも安全性ということが大事だと思うので、そのことを基本に業務を進めていただければと思う。

(理事長)

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(保険者代表監事)

先ほどと同じように、終わった後の監事会で議論をさせていただきたいと思うが、公益代表監事から説明させていただいた25スライドの③システム運用上のところの全国共有フォルダのアクセス制限、これは迅速にやったということは検証させていただいたが、今回の件でまた変更ということになると、振出に戻り、もう一度検証をやり直しなのかどうか、監事の中で話をしようと思うが、その前提があることだけ、理事会のこの場で報告しておく。

(被保険者代表理事)

スライド33について質問する。

地方組織の職員からは、多数そういう意見が寄せられたとある。どのような方法で意見が寄せられたのか教えていただきたい。これまで用意しているツールからこういう意見があったのか、それとも何か騒ぎのように沸き起こって伝わってきたのか。

(事務局)

組織風土のところ、公益代表監事からもあったが、フォローアップツールというものがあり、そこから寄せられた意見である。

(被保険者代表理事)

前の議題でスライド28に、これは常勤理事及び、常勤顧問から監事への要望として、「情報セキュリティの問題と組織風土の問題と論点を分けて検証してほしい」とある。今回の件はシステムのセキュリティの問題であると同時に、組織風土に関わる問題でもあり、私も、これを切り分けて検証いただきたいと思うので、併せて申し上げる。

(理事長)

先ほど、保険者代表理事からご指摘いただいたように、本来十分に聞き取りリリースするのが、あるべき姿かとは思いますが、お手元のスライド33にあるように、既に現場の職員にかなり負荷がかかっている状況で、何かするのに係長とか、課長代理に頼まないと仕事が進められないということで、現場に支障を生じているので、全職員から意見聴取はするが、非常に時間をかけてやることについては、現場への負荷が大きいと判断して、できるだけ早く実施に移していきたいと考えている。

また、現場の意見等があれば、それも踏まえて対応する必要があると考えている。

ほかに質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、次に、報告事項(3)「令和7年度内部監査計画」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和7年度内部監査計画に係る、

- 監査の目的
- 令和7年度監査方針（地方組織総合監査及び本部総合監査）
- 内部監査項目及び内容

について報告。

(理事長)

ただいまの「令和7年度内部監査計画」について、質問、意見等があれば

ご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、次に、報告事項(4)「支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----
支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表について報告。

(理事長)

ただいまの「支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表」について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、次に、報告事項(5)「レセプトデータ等の統計情報の提供状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----
レセプトデータ等の統計情報の提供状況について報告。

(理事長)

ただいまの「レセプトデータ等の統計情報の提供状況」について、質問・意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

支払基金はこういう事業をこれまでやってきて、これから国会審議だが、改正法案によって医療情報の提供の基幹組織になっていくので、ますます重要になってくると思うので、現状を教えてほしい。スライド49、外部の学識経験者でこの情報提供の専門委員会を組んで、そういう方からの意見も求めながらやっている。それから、公表までは義務づけないが、その活用を求めている。この事業の支払基金の職員体制は、どの様になっているのか。何人ぐらいで、必要な経費はどのくらいか。いつも保険者として費用のことばかり言って申し訳ないが、一番下に提供費用、有償とあるので、

支払基金が今後の医療情報の拠点となっていく上でも、その運営費用はよくよく注視していく必要があると思っている。今どんな体制、どんな費用構成でやられているのか教えていただきたい。

(事務局)

実際のデータの分析については、分析評価部という部があり、そこではナショナルデータベースなどを担当している職員もいるが、それとは別にこちらは社保のレセプトデータになるので、統計情報課等の職員が担当している。通常業務と兼ねて、こちらの業務を数名で担当しているということになる。

こちらの手数料は、それぞれ調査を依頼された方から収受している訳であるが、そちらは審査支払勘定の中に入ってきて、その一部として活用されているというのが現状である。

(保険者代表理事)

どの程度の費用を求めているか説明いただきたい。

(事務局)

実際に依頼いただくデータのデータ量であるとか、作業量を勘案して手数料を定めているので、案件ごとに大きく変わってくるということだが、手数料はここには開示をしていないが、令和6年度の実績ということで申し上げると、1件当たり大体100万円から350万円ぐらいの手数料をそれぞれいただいているという状況である。

(保険者代表理事)

もう一つ、厚生労働省からのNDBの分析をしている事業もあるが、そういうところの費用は厚生労働省から求めている。こういう情報提供事業について、依頼者からの費用で、情報を分析して、きちんと整理をしていくということは非常に大事なことだと思う。その費用の財源も、例えば今は厚生労働省の医薬品医療機器総合機構というような医薬局の法人は収入見合いで職員を増やししながら、いろいろな審査業務の迅速化を図ったりしている。体制を大きく増加をさせたりしている。そういう参考事例もあるから、必要な事業だからこそ、必要な費用負担も依頼者に求めながら、より良い情報提供をやってほしい。保険者だけの財源で運営するものではないという点もよく重視しながらやっていただきたい。

(理事長)

ほかに質問、意見等があればご発言ください。

(参与)

スライド50を見ると、これまでに提供したところは、民間事業者はないという理解でよろしいか。

(事務局)

そのとおりである。

(参与)

心配なのは、利用目的に従った形で、今後民間事業者から申請があったときに、しっかりと確認はするとは思いますが、成果の公表が義務づけられてないということは、どう使われたかというのが外部は分からないのではないかと思います。この様なデータなので、利用目的に沿って、きちんと使われれば良いが、もしかしたら民間事業者なので、目的外の利用、データを作成するようなことがあってはいけないと思う。

(事務局)

こちら全件について、専門委員会の審査をいただくという立てつけになっているが、その専門委員会の中では、当然要求されるデータというのが利用目的に沿ったものであるかとか、統計情報をあえて利用する必要性があるのかとか、特定個人を識別する内容でないかとか、利用者の利用目的を達成できているかということ厳格に審査した上で、承認できる場合は承認するというようにしている。

また、提供後についても、特にその結果を公表されるというケースがある訳だが、そういった場合には、申請いただいた方については、公表した成果物を私ども支払基金のほうに提出いただくように定めているところがあるので、事前のチェックと事後の登録もいただいた上で、適正な運営に努めていきたいと考えている。

(理事長)

ほかに質問、意見等あればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、次に、報告事項(6)「レセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

レセプト及び請求支払関係に係る誤送付の状況に係る

- 基金職員による「書類の誤送付」の発生状況（令和7年1月～3月）
 - 医療機関等・保険者等への書類の誤送付件数（レセプト・帳票別）
 - 個人情報保護委員会への報告対象事例
 - 誤送付に係る本部からの指導等
- について報告。
-

（理事長）

ただいまの「レセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況」について、質問・意見等があればご発言ください。

（保険者代表理事）

これは3か月ごとに報告いただいている。協会けんぽのほうでも、傷病手当金等の問題で、個人情報そのものを扱っており、個人情報保護委員会への報告も、この2年、個人情報保護法が変わってからの報告は、毎月どうしても出てしまっているが、繰り返しその防止策を徹底している。スライド52、53を見ると、一つはまずは郵便局の問題である。協会けんぽでも毎月の発生状況の原因として、郵便局、それから印刷発送を委託する業者もいる。我々自身が発送する書類もある。これを分けて、それぞれに厳しく申出もするし、職員については再発防止策を繰り返し徹底を図るということをやっている。支払基金においても日本郵政に対して、引き続き厳しくやっていただきたい。

それから、スライド53で言うと、処理マニュアルに明示していなかったもので、2人でやってしまってミスが生じたということだが、この辺は、先ほどの自動遷移ツールの問題もあるが、自ら考えて、どうすれば誤送付が無くなるのか、誤封入が無くなるのかということを感じくような取組を進めてほしい。前回も申し上げたが、協会けんぽでは47支部ごとにリスクに未然に気づこうという取組を進めており、こうすれば防げるという提案を支部から出してもらい、それを共有することも繰り返している。

ぜひ、マニュアルに書いていないから簡単にやるということはないような体質、再発防止対策、みんなで気づいたものは未然防止で取り組むというようなことを徹底してほしい。もちろんマニュアルにも反映させていただきたいが、繰り返しお願いをしたい。

協会けんぽでは、月ごとの発生状況について全支部からの報告を受けて事項を我々担当理事がその分野ごとに1件1件報告を聞いた上で、この様な再発防止の取組ができないかということ促している。全支部で進めるべき対策については、部内の全支部が見られるページ上で取組を促したりしている。支払基金もこの様な事例は、常にみんなで取り組もうということ

で、共有は直ちにできるような仕組みで、月単位でも取組の事例を共有しているか。

(事務局)

毎月、各ブロックで事故防止対策委員会というものを開いており、その内容については、防止策も含めて全国に共有しており、職員が自ら見れる体制にしている。

(保険者代表理事)

そういう体制をとって提案されたものでより良いものがあれば、その取組を促していくということで、お願いしたい。

(事務局)

理事のご意見も参考に、反映していきたい。ご指摘に感謝申し上げます。

(理事長)

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、次に、報告事項(7)「令和7事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び収入支出予算、令和7事業年度各特別会計予算、事業計画及び資金計画等の認可」については、スライド56にあるように、それぞれ全て年度内に認可を得ているので、ご報告をさせていただきます。

続いて、定例報告に移る。定例報告(1)「令和7年度前期高齢者納付金等徴収決定額等」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----
令和7年度前期高齢者納付金等徴収決定額等について報告。

(理事長)

ただいまの「令和7年度前期高齢者納付金等徴収決定額等」について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、次に定例報告(2)「令和7年2月審査分の審査状況」について事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和7年2月審査分の審査状況について報告。

(理事長)

ただいまの「令和7年2月審査分の審査状況」について、質問・意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

再審査については、スライド65にあるように、各保険者とも、努力をして再審査請求を根拠を持って出して、原審査の役に立つようにしていただいて、原審査のほうのルールにも反映していただくということで進めてきていると思う。支払基金の職員、審査委員にもよく理解いただいて、この良いPDCAを回していくという動きは見られているかと思う。スライド66にあるように、協会けんぽ、船員保険としても、再審査請求は根拠のあるものについて重点的にやろうということを繰り返し協会の47支部の点検員にも徹底をしている。各支部で徹底をした結果として、スライド71にあるように、協会、船員保険合わせて38.0%ということで、再審査で認めていただく割合が少しまた向上しているという結果が出ている。協会の支部ごとの勉強も繰り返しながら、みんなで取り組んで、根拠を明確にして、再審査を出していこうということをしている。

ぜひとも再審査の在り方、まだ今後の再審査についての費用設定を進める上でも、各保険者の皆様にも同じように再審査請求の質の向上に努力いただき、原審査がさらにより良いものになるよう支払基金のほうでも頑張っていたきたい。

(理事長)

ほかに、質問、意見等あればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、次に、定例報告(3)「令和7年3月審査分の特別審査委員会審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和7年3月審査分の特別審査委員会審査状況について報告。

(理事長)

ただいまの「令和7年3月審査分の特別審査委員会審査状況」について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、次に、定例報告(4)「令和7年3月理事会議事録の公表」について報告をする。3月理事会議事録については、皆様に議事内容をご確認いただいた上で、議事録署名者である紙田理事、大杉理事にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載することとする。

なお、毎月配布している厚生労働省が公表しているオンライン資格確認・マイナ保険証の利用実績の資料については、現時点でまだ資料が入手できていないので、今月の提供は取りやめることとする。

全体を通して、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、本日の理事会は、これをもって閉会とする。

次回の理事会については、5月26日、月曜日の午後3時から開催の予定とされているので、日程の確保方、よろしくお願い申し上げます。

令和7年4月21日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 北 原 省 治

診 療 担 当 者 代 表 理 事 長 島 公 之